

第 31 回 農業委員会総会 議事録

- 1 総会の月日 令和 5 年 1 月 6 日 (金) 午後 1 時 00 分から
(男女共同参画推進・活動記録簿研修会 午後 1 時から 1 時 30 分)
- 2 総会の場所 南箕輪村役場 講堂
- 3 議 事
議案第 1 号 農地審議 農地転用許可後の事業計画
変更申請承認について
議案第 2 号 農地審議 農地法第 5 条関係について
議案第 3 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
利用権設定各筆明細について
議案第 4 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地中間管理利用権設定
各筆明細について
議案第 5 号 農地審議 農業経営基盤強化促進法
農地保有合理化事業について
- 4 協議事項
①第 24 号農業委員会だよりの発行について
②農地あっせん事業について
③農地買受け借受け希望について
④農地貸付け売渡し希望について
⑤その他
- 5 その他
①情報提供
②当面の日程について
③その他

6 出席農業委員 (11人)

唐澤喜廣	丸山芳雄	征矢昌博	伊藤篤
唐木義秋	松澤良行	有賀晴彦	伊藤良夫
北爪秀夫	後藤幸子	高木繁雄	

7 欠席委員

--	--	--	--

8 議事録署名委員

有賀晴彦	伊藤良夫
------	------

9 出席農地利用最適化推進委員

酒井文代	菅家美果	唐澤茂	渡邊健寛
------	------	-----	------

10 出席事務局職員

事務局長	有賀仁志	事務局次長	東澤規江
事務局	清水栄子		

唐澤会長代理	<p>開会</p> <p>本日の出席状況でございますが、農業委員、農地利用最適化推進委員、全員が出席されております。会議規則第6条の規定によりまして、半分以上の出席でございますので、農業委員会の総会成立でございます。ただ今から、第31回農業委員会の総会を開会いたします。</p>
高木会長	<p>会長挨拶</p>
事務局長	<p>会議規則第4条の規定により、以降、高木会長に議長となつていただき進行願います。</p>
議長	<p>議事録署名委員を指名します。</p> <p>本総会の議事録署名は、有賀晴彦委員と伊藤良夫委員を指名します。</p>
事務局	<p>1 報告事項</p> <p>①農地法第3条の3の規定による届出について報告</p> <p>6件 26筆</p>
議長	<p>それでは、報告事項①、番号4-37から番号4-42まで、質問・ご意見等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>質問等ないようでしたら、報告事項①につきまして、番号4-37から番号4-42までを受理と致します。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>続いて、報告事項②農地法第18条の規定による合意解約通知について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>②農地法第18条の規定による合意解約通知について報告</p> <p>12件 17筆</p>
議長	<p>報告事項②について、質問・ご意見等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議長	<p>特にないようでしたら、報告事項②、番号4-28から番号4-39まで、12件17筆の合意解約について、全てを受理と致します。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>報告事項は以上となります。</p>
議長	<p>2 議事</p> <p>議案第1号 農地審議 農地転用許可後の事業計画変更申請承認についてを議題と致します。</p>
事務局	<p>朗読 上程</p>

<p>議 長 丸山芳雄委員</p>	<p>議案第1号 1件1筆</p> <p>では、本案件については、地元の丸山芳雄委員からの説明をお願いします。場所ではありますが、国道153号線とJR飯田線の線路のすぐ東側になり、住宅地に隣接しています。平成5年の4月に住宅用地として転用申請の許可が通り、敷地の造成までを行いました。その後、申請者の[]居住の拠点[]が[]移ったことで住宅の建設が行われていませんでした。その後、[]が管理をされておりましたが、耕作されずに草地の状態で、令和2年の農地パトロールでは「要注意」という形で扱っていました。昨年農地パトロールの際には車が止められていたので確認をしたところ、[]従業員駐車場として貸しているということが分かりましたので、今回の申請をしていただくこととなりました。敷地の状態は草地で、北側が道路、東側が土地改良区の排水路となっています。西側と南側は[]農地ですが、特に現状では雨水や土砂流出などの心配はありません。他、特段に心配されるようなことも見受けられないと思います。</p>
<p>議 長 丸山芳雄委員</p>	<p>説明のあった通りですが、当初、一般住宅を建てる予定でしたが建てられなくなり、近くの店舗用の駐車場となっていたもので、今後もこの店舗への貸し駐車場として使用するということですね。</p>
<p>議 長 唐木義秋委員</p>	<p>はい。そうです。</p> <p>では、質問・ご意見等、ございましたらお願い致します。</p>
<p>事務局 丸山芳雄委員</p>	<p>一点、質問させていただきたいのですが、一旦、転用をかけた土地に許可が出され、その後、駐車場という地目になった訳でしょうか。</p> <p>地目は変わっていません。</p>
<p>事務局 丸山芳雄委員</p>	<p>許可は出されましたが、住宅の建設がされていなかったため、地目は変更されてはいないです。</p>
<p>事務局 唐木義秋委員</p>	<p>分かりました。一旦、転用許可が出た土地が農地パトロールの該当になった理由、転用許可が出た土地であっても、農地パトロールの際にいわゆる耕作放棄地などの判断をするものなのかを知りたかった訳です。</p> <p>まず、転用許可が出た場合でも、登記地目が変わる訳ではありません。現況地目、課税地目が転用による「宅地介在田」や「宅地介在畑」というように変わります。今回の案件は、一般住宅で許可が出されているので一般住宅が建てられなければ、登記地目が変わることはありません。</p>
<p>事務局 唐木義秋委員</p>	<p>土地造成だけでは宅地への登記変更はできないわけですね。</p> <p>ご認識の通りです。今回のこの土地については、これまで、おそらく2年前までは普通に耕作放棄地として捉え、農地パトロールでも「要注意」となっていたことが、今回、駐車場として使用されていたことで調べたところ、過去に転用が出されていた土地だということが分かった形です。地目が農地のままになっていたことと、平成5年時点での転用許可から事務局</p>

唐木義秋委員	<p>内の引継ぎができていなかったこともあったので、今回の調査で判明した転用許可の事実を所有者の方へお伝えし、現況にあった形での申請をし直すことで登記の変更もできるということを丸山委員からお話いただき、今回の計画変更申請に至ったという経緯です。事業目的が変更になれば、転用確認証明での現況と目的が一致しますので、今後、駐車場、雑種地への登記変更を促す働きかけをしていく予定です。</p>
議 長	<p>分かりました。</p> <p>登記地目が農地のままであるということは、他の農地の場合でも、農地パトロールの際には調査該当地とする必要はありますか。</p>
事 務 局	<p>地目は農地ではありますが、その場合はきちんと転用をしてくださいという働きかけになり、遊休農地にならないように農地に戻して耕作してくださいという案内にはなりません。</p>
議 長	<p>他にも同じような案件はあるような気がしますが、他に質問等ございますか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>では、本案件を可としてもよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
議 長	<p>それでは、議案第1号を可といたします。</p>
議 長	<p>続いて、議案第2号に移ります。議案第2号・農地審議 農地法第5条関係についてを議題といたします。事務局からの説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>朗読 上程 6件 10筆</p>
議 長	<p>では、1件ずつ審議をしていきます。議案第2号・1番の案件。こちらは、唐澤喜廣委員からの説明をお願いします。</p>
唐澤喜廣委員	<p>場所につきましては、春日街道と旧道の真ん中になります。[REDACTED] [REDACTED]が譲渡人の[REDACTED]から土地を取得しますが、建築条件付土地ということで、各区画を購入する人は、契約締結後[REDACTED] [REDACTED]当該土地に建築する住宅の建築工事契約を締結するようになっています。また、1,978 m²と広い土地ですが、6区画にそれぞれ住宅を建築する形となり、周りも住宅地となっていますので、問題ない案件だと思っております。宜しくお願い致します。</p>
議 長	<p>建築条件付土地ということで、今、唐澤委員の方から説明いただきましたが、質問等ございますでしょうか。</p>
委員一同	<p>(特になし)</p>
議 長	<p>消極的2種農地であり、位置的代替性もなく、周囲も住宅が多いという土地ですが、質問等なければこの案件については可としてよろしいでしょうか。</p>

<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) では、議案第2号・番号1の案件を可と致します。</p>
<p>松澤良行委員</p>	<p>続いて、2番の案件になります。こちらは、田畑の松澤良行委員からの説明をお願いします。 譲受人の事業者は[]となり、譲渡人の方は[]となります。場所につきましては、田畑地区の国道153号線の西側、通学路に接続している3区画になります。小中学校へのアクセスも良く、周辺は住宅地が点在しているエリアです。雨水処理については敷地内処理、上下水道につきましては公共設備への接続ということになっています。所有者の方は[]、この土地もほとんど貸している状態であり、農業の縮小も考えているようですので、やむを得ない状況ではないかと感じています。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>この2番の案件について、質問・ご意見ございましたらお願いいたします。 (特になし) こちらも3種農地となっておりますが、ご意見等が特にないようでしたら本案件も可と致しますがよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同 議 長</p>	<p>(異議なし) では、議案第2号・番号2の案件を可と致します。</p>
<p>菅家美果委員</p>	<p>続いて、3番の案件になります。こちらは、菅家美果委員の説明をお願いします。 譲渡人の[]と譲受人の[] []、時々伊那の地に帰りたい、落ち着く場所が欲しいということで、別荘的な扱いの平屋住宅を建築するようです。元々この土地は、昔はコーヒー残渣が積まれて子供が虫取りなどをしているような場所でした。管理はされていましたが、いつの間にか雑草地となり耕作している様子も見られなかったのですが、その土地へ家を建てるということです。近くに[]リンゴ畑があることが若干懸念される点ではありますが、別荘ということですと居住している訳ではないので問題はないと仰っていました。伊那インターのすぐ傍になりますし、住宅も多いので特に問題はないかと思っておりますので、宜しく願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>周囲はリンゴ畑ですが、周囲への影響も無いようです。他に質問・ご意見等ありますか。</p>
<p>委員一同 議 長 事務局</p>	<p>(特になし) ここは3種農地という判断ですね。 伊那インターチェンジの入り口、300メートル以内に入っているので、3種農地の区分と判断しました。</p>
<p>議 長 事務局</p>	<p>[]リンゴ畑も全て3種農地ですか。 この案件の土地は白地になりますが、そのすぐ東側は青地になり、西天竜</p>

<p>議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>水路までは青地のエリアなので農振に入っています。たまたま、この該当農地については白地だったということになります。</p> <p>はい。分かりました。他に質問・ご意見がありましたら、どうぞ。</p> <p>(特になし)</p> <p>ご意見等ないようでしたら本案件を可と致しますが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>はい。では、議案第2号・番号3の案件を可と致します。</p> <p>次に、4番の案件に移ります。こちらは渡邊健寛委員からの説明をお願いします。</p>
<p>渡邊健寛委員</p>	<p>こちらは4月に農振除外の審査で現場を見ていただいた土地になりますが、場所は南原保育園の東側、[REDACTED]のすぐ隣になります。譲渡人の[REDACTED]もう農業は難しいということ、譲受人の[REDACTED]は保育園や学校から近い場所に家を建てたいということで、双方の意見が一致した形になっています。周囲は住宅地ですのあまり問題は無いとは思っております。上下水道は既存のものに接続し、雨水については浸透処理ということになっております。ご審議のほど、よろしくお願い致します。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長 委員一同 議 長</p>	<p>農振除外された案件となっておりますが、皆さんからの質問・ご意見等ありますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>ございませんか。ご意見等ないようでしたら、本案件を可と致しますがよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、議案第2号・番号4の案件を可と致します。</p>
<p>渡邊健寛委員</p>	<p>続きまして、番号5、番号6の案件ですが、こちらについては一括での審議とします。渡邊健寛委員からの説明をお願いします。</p> <p>こちらの農地については、譲渡人の[REDACTED]したものになりますが、ご本人が[REDACTED]ということで、耕作ができないので売渡をしたいという意向になっています。譲受人の[REDACTED]は、今回の申請地と隣接の宅地部分を一体化して、そこに新たに住宅を建設したいという考えだそうです。また、この土地への進入道路が現状は北側からのみとなっており、新たに南側からの道路を確保したいということで、番号6の申請地を転用して取得したいというお話になっています。建築する住宅は一棟です。雨水は浸透処理、上下水道は村営のものに繋ぐという形で聞いておりますので、宜しくお願い致します。</p>
<p>議 長 委員一同 議 長</p>	<p>説明のあった通りですが、質問・ご意見等ございますでしょうか。</p> <p>(特になし)</p> <p>では、質問等ないので、5番と6番の案件を可としたいと思いま</p>

委員一同 議 長	<p>すが、よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、議案第2号・番号5、番号6の案件を可と致します。</p> <p>議案第2号は全て可として、以上となります。</p>
議 長 事 務 局	<p>続きまして、議案第3号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 利用権設定各筆明細についてを議題といたします。</p> <p>朗読 上程 11件 32筆</p>
議 長	<p>本日は、松澤良行委員に関する案件がございますので、松澤委員に関する 審議を先に行い、その後、一括での審議をお願い致します。</p> <p>説明のあった通りであります。番号4-199については、農業委員会等に 関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、松澤良行委員は審議 に参加できませんので、先に番号4-199の審議を行います。議案第3号・ 番号4-199の5筆について、質問・ご意見ございますか。</p>
委員一同 議 長	<p>(特になし)</p> <p>ないようでしたら、この案件、議案第3号・番号4-199については可と いたします。</p>
委員一同 議 長	<p>(異議なし)</p> <p>それでは、松澤委員にはお戻りいただき、他の案件、番号4-192から番号 4-198、番号4-200から番号4-202、全体を通して何か質問・ご意見ござ いますか。</p>
委員一同 議 長 委員一同 議 長	<p>(特になし)</p> <p>特にないようですので、残りの案件の全てを可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、先に審議した1件6筆を含め、議案第3号、11件・32筆の全て 可といたします。</p>
議 長 事 務 局	<p>では、続きまして議案第4号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促 進法 農地中間管理利用権設定各筆明細についてを議題と致します。</p> <p>朗読 上程 1件 1筆</p>
議 長	<p>はい。中間管理機構を通した利用権の設定ということでもあります。質問・ ご意見等ございますか。</p>
委員一同 議 長 委員一同 議 長	<p>(特になし)</p> <p>なければ、本案件は可としてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、議案第4号・番号4-203を可といたします。</p>

議 長	続いて、議案第5号に移ります。農地審議 農業経営基盤強化促進法 農地保有合理化事業についてを議題といたします。
事 務 局	朗読 上程 4件 8筆
議 長	はい。事務局から説明のあった通りですが、番号4-205について、唐澤喜廣委員、説明ございますか。
唐澤喜廣委員	ありません。
議 長	番号4-206については、後藤幸子委員、説明ございますか。
後藤幸子委員	ありません。
議 長	番号4-207について、唐澤茂委員、説明ございますか。
唐澤茂委員	ありません。
議 長	それぞれにお立合いをいただいて、あっせんが済んでいるようでございます。では、この4件をまとめて可と致しますが、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
議 長	それでは、議案第5号・番号4-204から番号4-207の4件を可といたします。
	議事は以上となります。
	(14:15 休憩 14:25 再開)
	3 協議事項
事 務 局	①第24号農業委員会だよりの発行について ・農業委員会だより第24号の発行スケジュール・発行規格・掲載内容についての詳細を示し、協議を依頼。
議 長	今号で24号となる農業委員会だよりの発行について、その段取りとなりますが、ご意見ありましたらお願い致します。
唐澤喜廣委員	この、農業委員会だよりの反響や感想について、事務局では聞いていますでしょうか。このままでも良いとは思いますが、メリハリをつけることも大事なのかと思います。
議 長	農地相談会の関係記事などは見ていただいているように感じています。
事 務 局	農業委員会だよりの最終ページには、「ご意見・ご要望、感想などをお寄せください」と、毎号掲載させていただいていますが、特段それに対してお便りなどが来たというようなことはないと思います。農地相談会開催時のアンケートでは、「何を見て相談会のことを知りましたか」という問いの中で、農業委員会だよりに○を付けていただいてもいますので、一定量は見ていただいているのではないかと感じています。あとは、功績者や名人の方など、ご自分の写真が掲載されているような時にはご本人が声を掛けられているようなこともあるとは思いますが、事務局の方へはあまり伝わってはこないもので、委員さん方の方が、もしかしたらそういった声をお聞

議 長	きになっているのではないかと考えています。
事務局	何か、農業委員会だよりについての感想を聞く、意見をいただく機会があっても、良いかもしれません。
議 長	クイズのようなものに回答いただくと景品を出す、というような企画などをすると反響があります。以前に村報でも掲載したことがありました。
唐澤喜廣委員	関心を持っていただくためにはそういう手法もあるかとは思いますが、良い案があればそれぞれに考えていただくということでもよろしいでしょうか。
議 長	はい。
事務局	農地中間管理についてのパンフレットなどを、一緒に入れることは可能ですか。パンフレットではなくとも、この農業委員会だよりの中に、利用権の仕組みが中間管理機構に集約、一本化されることについての記事を発表してはどうでしょうか。
唐澤喜廣委員	農業経営基盤強化促進法が改正され、利用権設定事業が中間管理事業と統合されることとなりますが、現行の中間管理事業の制度では認定農業者等の一定の要件を満たした農業者でなければ借受人となることができないため、利用権の仕組みが廃止された後、借受人の要件が広がるかなど、まだ不明な部分が多く、現時点で記事などにしてしまうと混乱を招くように感じます。実際に、来年になって色々な点のはっきりしてきた段階で紹介する形が良いと思っています。事務局でも周知はすべきと考えていますが、農業委員会だよりへの掲載は、次回以降のタイミングが良いと思います。
事務局	制度の実施は、令和6年からですか。
議 長	施行は令和5年の4月1日からで、利用権設定は令和7年の3月31日まで使えます。ただし、移行は順次していかなければなりません。南箕輪村では、年末の12月31日のタイミングで更新をお願いするよう、毎年9月から10月に案内書類を発送していますので、その少し前での周知がちょうど良いと考えています。
委員一同	中間管理機構への移行については、県選出の国会議員との農政懇談会の折にも、利用権の設定の仕組みにも良い部分があるので、施策の中身を色々と精査して、現場や農業者がスムーズに移行できるような方策を考えていただきたいと、申し入れた経過があります。そんなことで今回は申し上げましたが、周知については、事務局の方で良い形で進めていただければと思います。他にご意見ございますか。よろしいでしょうか。
議 長	(特になし)
	それでは、ひとつ委員さんにもそれぞれでご足労いただいて発行を進めていただくよう宜しくお願い致します。
	・協議の結果、事務局提示のスケジュール、掲載内容で進めていくことで了承。

事務局 議長	<p>②農地あっせん事業について 3件 9筆</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん選定調書について説明をする。(会議資料 P18～P26) ・補足説明をする。 ・委員からの質問や意見等なく、特に問題もなさそうのため、可とし、あっせん事業を進めていくこととする。
事務局 議長	<p>③農地買受け借受け希望について (別添資料) 借受希望 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望者について説明する。 ・補足説明をする。
事務局 議長	<p>④農地貸付け売渡し希望について (別添資料) 売渡希望 1件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・希望農地について説明する。 ・補足説明をする。 <p>それぞれ、借受希望・売渡希望が出ておりますので、ご留意いただき、委員の皆さんにはできる限りの対応をお願いします。</p>
	<p>⑤その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし
事務局 議長	<p>4 その他</p> <p>①情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員・農地利用最適化推進委員の募集及び各区からの推薦について令和5年7月に改選時期を迎える各委員の公募・推薦について、改選までの流れを説明し、各委員への協力を併せて依頼。 <p>改選までのスケジュールは資料の通りで、このように進められていきます。区長さんの方から話もあるかと思えますし、是非またご協力をお願い致します。</p>
事務局 議長	<ul style="list-style-type: none"> ・令和5年産主食用米の生産数量目安値について <p>昨年末実施の長野県農業再生協議会上伊那地方部総会で示された資料を提示し、令和4年度の主食用米需給調整実施結果、令和5年度の主食用米生産数量目安値について説明。</p>
事務局 議長	<p>まずは、再生協議会において営農組合などに下ろして調整をしていただくと形になるかと思えますが、委員の皆さんもご承知置きいただければと思えます。質問・ご意見等ございますか。</p>
松澤良行委員	<p>南箕輪村の単収が以前から非常に多いということは皆さんも承知されてい</p>

<p>事務局長</p>	<p>ると思いますが、風の村米だよりの作付けが増えたり、酒米も作らなくなっているようなことからすれば、この単収については落ちてきて良いのではないかと思っています。単収の数値を出す際の、その計算の明確な根拠を示していただきたい。納得のできる数値で計算をしていただきたい。その取り組みを是非、お願いしたいと、強く思っています。</p> <p>資料に示された南箕輪村における単収を見ていただきますと、10アール当たり661kgとなっております。村としても有機米の風の村米だよりの作付拡大を推進しておりますが、ご承知の通り、有機米の単収は若干落ちるところがあります。そういった点が考慮、加味されているのか、松澤委員の仰る通り不明瞭なところですが、再生協議会として農家さんへ栽培全体面積の調整をしてもらわなければならないということを踏まえれば、どのようなものを基準に、どうやって単収計算をしているのかという情報は、きちんと下ろしてもらわなければ農家さんに対してもとても失礼な話でもありますし、風の村米だよりの生産を担っている方々にも負担が掛かってくる話でもあります。この状況が変わってくるようであれば、作付面積についても数字に変化が出てくるのではないかと思いますので、上伊那や県の再生協議会だけではなく、農政部局の方へも機会あるごとに提言していきたいと考えています。</p>
<p>議長</p>	<p>南箕輪だけではなく、他の市町村でもこの単収換算については色々思うところがあるかと感じています。数字の根拠を示してほしいと上伊那全体で訴えることは、必要なのではないかと考えます。</p>
<p>事務局 議長</p>	<p>②当面の日程について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当面の日程について説明する。 ・補足説明をする。 ・委員それぞれで担当する部分について予定を確認いただくよう案内。 ・2月16日(木)実施の「ファーマーズの集い」後の祝賀会場については、事務局に一任。
<p>議長</p>	<p>以上で議長の職を解かせていただきます。</p> <p>閉会</p>
<p>唐澤会長代理</p>	<p>以上を持ちまして、第31回南箕輪村農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>(午後3時35分 終了)</p>

以上、第31回農業委員会議事録に相違ない事を証明します。

令和5年1月27日

議

長

高木繁雄

議事録署名委員

有賀晴彦

議事録署名委員

伴藤良夫

